

産業厚生常任委員会報告

令和6年12月19日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年12月10日午前9時55分から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し11月29日に本委員会に付託されました議案3件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る11月29日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された経過と結果を報告します。

(1) 議案第85号 美浜町レイクセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、美浜町レイクセンターの施設使用の見直しに伴い、関係規定を整備したいので、美浜町レイクセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する。というものであります。

改正の内容は、使用可能な施設として新たにカフェ（厨房設備等）を追加し、カフェの使用料を定めるもので、カフェ、1月につき、使用料4万円とするものであります。また、使用期間が1月に満たない場合は、日割りにより使用料を算定するものであります。

また、使用者が本町の住民ではない場合又は本町に本部、事務所等を置かない団体の場合は、4万円の使用料の2倍の額である8万円の使用料となります。ただし、本町の住民を対象にした事業を行う場合については、この限りではない。とされています。

カフェの施設面積は46㎡。1㎡あたりの単価は約860円で、施設の備品などの使用料、光熱費の負担を含め妥当な算出を行っている。ということであります。

対抗的な意見として

「今まで指定管理者の運営では従業員を配置してカフェの運営を続けてきた。それを町の直営にしたら、行政職員では仕入れ販売が難しいからカフェのサービスは切り離して事業者を募集します。募集しても事業者がいない場合はカフェの運営はできないという。レイクセンターをどうやって魅力的なものにするのか、その大きな要素としてカフェの運営をどうすべきかという視点が全然ない。行政の都合だけの単純な発想で発言されると黙っておれない。」という意見。

また、「メニューや食品ロスの問題、カフェの収入は町で収入にしないとい

けない。カフェが黒字の運用を続けてこられたわけでもないのに、町の方としては、カフェを切り離して、民間の方に申請をいただいて、運営していただくという形を今回は取らせていただきたい。」という行政の答弁に対して、「レイクセンターでカフェの運用をしなければマイナスの効果が表れると思う。レイクセンターのような場所でカフェもないような所には2度と行かないと思うお客さんもいるだろうし、特に冬の寒い時期には待ち時間の間に温かいコーヒーを飲みたいと思う。お客様の満足感を考えたら、カフェは絶対になくしたらあかんと思う。カフェの運営を直営でやるのが難しいと行政は言うが、カフェの運営まで行政が責任を持って運営してこそ、町の直営でレイクセンターを運営することに納得がいく。忙しいからとか、職員が手間を取られるとか、そのような判断をするのであれば、町がレイクセンターを直営するということについての判断が早かったのかなと思う。」という意見。

また、「現在のところ、カフェの運営について希望されている方はいないというのが現状。議会の承認を受けて申請者を募るという段階で、あてがあるというわけではない。これから町内の事業者、商工会など町の振興に寄与していただける業者を探していきたい。」という行政の答弁に対して、「レイクセンターにお客さんがたくさん来ているなら別だが、現状で毎月4万円の使用料を取られるとカフェの運営はかなり厳しいと思う。

個人でカフェを運営することについては、自分が責任を持ってやればいいので可能だと思うが、人を雇って運営する事業者は人件費を支払いに向けて行かなければいけないので、毎月4万円の使用料はかなり厳しいと思う。

一番重要なことは、レイクセンターにたくさんの方が訪れること。レイクセンターの中に、あっても無くてもいいようなカフェにするのではなく、真剣に考え抜いてカフェの運営も町の直営でスタートすることを考えてもらいたい。」

「年間売り上げの中から毎月4万、年間で48万円使用料を取られる。そこから仕入れ額を差し引きしたら、年間いくら残るのか考えた方がいい。果たして民間の事業者がレイクセンターのカフェに来て仕事をしようかと思うかどうか。それをよく考えて使用料を見直した方がいい。」という意見などがありました。

採決の結果、賛成少数で、承認しないことに決しました。

次に

- (2) 議案第86号 美浜町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、簡易水道事業を上水道事業に統合するため、美浜町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する。というものであります。

改正の内容は、上水道事業の経営の規模を変更するもので、本改正により上水道区域に追加される区域は、丹生、竹波、菅浜、山上、北田、太田、佐田、新庄（雲谷、奥、松屋、浅ヶ瀬）、けやき台であります。

給水人口は9400人、1日の最大給水量は5000m³であります。また、特例により令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、当該地域の水道料金は据え置く。としています。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

（３）議案第87号 美浜町生活基盤強靱化事業基金条例の制定については、上水道施設の更新及び耐震化により水道水の安定供給を確保するために実施する生活基盤強靱化事業に必要な資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、美浜町生活基盤強靱化事業基金を設置する。というものであります。

基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金をもって、毎会計年度の美浜町上水道事業会計収入支出予算で定める額とする。というものであります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時22分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。